

<報道発表資料>

令和8年9月8日

京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課

大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 総合地球環境学研究所「プラ・スクール」の 体験の機会の場の認定

京都市は、自然体験等の活動を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることの重要性等を規定した「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づき、総合地球環境学研究所のグリーンナレッジセンターが運営する「プラ・スクール」を「環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場」として9月8日付で認定しました。

プラ・スクールは、プラスチック問題や循環型社会について「見て・触って・考える」体験型の学びの場として、子どもから大人まで、楽しく学びながら持続可能な社会への第一歩を踏み出すことができる展示学習施設です。是非、御利用ください。



1 認定した「体験の機会の場」の名称及び場所

(1) 名称

大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 総合地球環境学研究所「プラ・スクール」

(2) 場所

〒601-0251 京都市右京区京北周山町下寺田 11 元京北第一小内
京都里山 SDGs ラボ「ことす」内

2 「体験の機会の場」で実施する事業の内容

元学校という場所を活かし、「体育」「社会」「音楽」など学校の授業になぞらえた展示・体験を通して、子どもから大人まで、知識や関心の有無を問わず、プラスチック問題や循環型社会について楽しく学習できる環境学習施設です。

(1) 導入（ホームルーム）

黒板の時間割で体験の内容を確認した後、ウォームアップとしてプラスチックに関するクイズを実施

(2) 1時間目「体育」

VRゴーグルで海の中に潜ってプラスチックごみを見つけたり、沖永良部島の海を清掃する子どもたちの動画を見たりしながら、海洋プラスチックごみの現状をリアルに体験

(3) 2時間目「社会」

プラスチックの歴史や進化を学べる年表、製品や技術の展示をはじめ、ハンディセンサーを使った樹脂の判別体験や、プラスチックの生涯をたどるすごろく「プラのきもちゲーム」などを体験

(4) 3時間目「音楽」

「プラスチックとの持続可能な関係性を考える『プラおばけ／妖怪』」をテーマに、京都市立芸術大学の学生たちがプラスチックの気持ちを想像して創作した「プラおばけ」を展示。AIが歌う“プラのきもちソング”も体験

(5) 4時間目「国語」

(1)から(4)の体験を通して感じたことを整理し、他の人にも伝えたいと思った大切なことを黒板の壁に「プラ宣言」として書きます。

※ 教育プログラム「プラ・スクール」は、「内閣府総合科学技術・イノベーション会議の戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「サーキュラーエコノミーシステムの構築」（研究推進法人：独立行政法人環境再生保全機構）（JPJ012290）」及び「独立行政法人環境再生保全機構の「環境研究総合推進費」（JPMEERF21S11900）」とも連携し、産学公民が一体となった共創の取組として推進されます。

3 認定の期間

令和8年9月8日～令和10年3月31日

4 体験について

(1) お申込み

体験に当たっては事前予約が必要

※ 事前予約の詳細は以下のホームページを御参照ください。

<https://www.kotos-kyoto.jp/3129>

- (2) 体験可能人数
100 人以内（多数の場合、組に分けて案内する場合あり）
- (3) 体験時間
約 90 分(60 分での実施も可能)
- (4) 費用
無料

5 お問合せ先

- (1) 報道機関からのお問合せ先
 - ・ 京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課 電話：075-222-3951
- (2) プラ・スクールに関するお問合せ先
 - ・ 総合地球環境学研究所 グリーンナレッジセンター 電話：075-707-2203
 - ・ メールアドレス：misuzu@chikyu.ac.jp

<「体験の機会」認定制度とは>

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条により規定され、民間団体等が所有又は賃貸借契約等を結んで使用している土地又は建物を、自然体験活動や社会体験活動等の体験の機会として提供する場合、申請を受けて、都道府県知事、政令指定都市市長等が認定するものです。

認定した場合、自治体は認定内容をインターネット等により周知するよう努めることとされているほか、認定された団体等は「体験の機会」認定制度マークを使用することができます。



体験の機会」認定制度マーク